

# 一般財団法人 久留米大学愛恵会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人久留米大学愛恵会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、久留米大学における教育及び研究を助成し、同時に同大学医学部附属病院の患者に対する慰安及び援助を行い、あわせて職員及び学生の学事研修等に便宜を与え、もって医学の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育研究の助成
  - (2) 患者の慰安に対する助成
  - (3) 患者に対する栄養の研究
  - (4) 入院療養に必要な物的、人的の便宜共与
  - (5) 職員及び学生に対する学事研修の助成
  - (6) 職員、学生及び患者に対する必需品の供給等福利厚生
  - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときはあらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第9条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行う場合は、前項と同様とする。

(剰余金の配分)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任される者が就任するまでは、その職務を行う。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び評議員の費用の額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する費用等の支給基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金又は重要な財産の処分及び譲り受けの承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内  
に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理  
事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

て、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(1) 監事の解任

(2) 理事、監事及び評議員の費用等の支給基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事及び監事の候補者の合計数が、第24条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、その事項について決議に加わることができる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の報告を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

### (役員の設定)

第24条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長を、一般法人法上の代表理事とし、常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の決議により選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、開催される理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 理事及び使用人に対して、いつでも事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること

### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

4 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるとき、あるいは任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第29条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常務理事には報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における、この法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号に掲げる取引を行った理事は、その取引後遅滞なく、その取引の事実を理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任)

第32条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、評議員会の決議によって免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、会議の日時、場所、議事に付す事項を記載し、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催できる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について決議に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 12 条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、決議に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議によって変更することができる。



(合併及び事業の譲渡)

第 42 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって、他の一般法人法上の法人と合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、又はその他法令で定められた事由により解散する。

2 前項に規定する場合のほか、第 3 条に規定する目的を達成したときは、この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議によって解散する。

(残余財産の処分)

第 44 条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の各々 4 分の 3 以上の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員については、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 46 条 この法人の事務局には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 評議員、役員報酬等に関する規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告及び決算の書類

- (7) 監査報告
  - (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号に掲げる書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い情報公開を行うものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

## 第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

## 第12章 補則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立も登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は島靖彦、常務理事は田中敬司とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山田 研太郎

井出 達也

高松 基助

譚 康融

中島 健治

山木 宏一

古賀 幸久

古賀 正規

稲永 由美子

山本 弘幸

野田 順子